地区選抜の部審査について

　県高校総合文化祭書道部門の参加申込み校を地区ごとに集計します。各地区の作品選抜数はこの参加校数にプラス１０点とします。（※地区で２５校参加の場合、３５点）

　審査会進行については各地区の展覧会理事が進行、とりまとめを行います。各地区支部長（事務局）の先生方はご協力をお願いいたします。

　選抜された作品、選考外の作品は各校顧問の責任において当日に持ち帰ってください。審査に参加しなかった学校の作品は、不参加だった顧問が審査を行った学校まで作品を取りに行くか、地区事務局が着払いで各校に送付します。

　なお、エントリーしていない学校が審査日に作品を持参した場合、顧問教諭と部活指導者との連携がとれていないことが考えられますので、特に非常勤講師の先生が関わっている学校には配慮をお願いいたします。また、釈文記入用紙、法帖のコピー等を提出する段階で、各校顧問の責任においてエントリーされた作品の確認がなされているという前提に立ち、地区で選抜されたものの審査上、問題となるものがあった場合、展示当日までに改めるようにしてください。また、地区選抜の部にエントリーしながらも１点の作品も選抜されない学校があった場合、教育上の観点から１点（※選抜されなかった学校数）を繰り上げるように配慮してください。１校が選抜されなかった場合、地区で２５校参加の時は３５点＋1点、２校の場合は３５＋２点として構いません。教育上の観点から繰り上げる作品を３５点に含めるかどうかは、各地区の判断に委ねます。

審査手順

■各校顧問の流れ

・作品裏面左下に鉛筆を使用し、縦書きで①学校名※正式名称②学年③氏名を楷書で記入されているか、自校作品について確認する。

・作品は地区審査当日持参することを原則とするが、止むを得ず**欠席する場合には顧問の責任で**

**審査日の前々日までに必着で審査校に郵送等により届ける**こととする。

・釈文記入用紙、（臨書作品の場合は該当作品のコピー）を提出する。

・作品を８つのグループに分けて提出する。（１～７点出品の場合は同一校の作品が散らばって審査対象となるように提出する）

・展覧会理事、地区事務局の指示に従って審査および審査事務の補助をする。

・審査終了後、自校作品を受け取り、地区代表になった作品については、要項に従って**表装の上**、搬　　　　　　　　　入できるようにする。

■展覧会理事、各地区事務局

・釈文記入用紙、（臨書作品の場合は該当作品のコピー）を受け取る。

・作品を８つのグループに分けて受け取り、審査の際、同一校の作品がまとまらないように配慮する。

・なるべく多くの作品を一斉に審査できるようにし、挙手（３点～１点）で得点をつけ、付箋等を用いて作品に点数を添付する。

・集まった作品が多く複数回に分けて審査を行う場合も獲得点数を優先する。同点の場合はその場の審査員で再審査をする。選抜されるボーダーラインの作品を改めて審査するかどうかは各地区に委ねる。

・各校で選ばれるのは最大４点までなので、辞退作品数に応じて繰り上げになる。

・要項に従って搬入するように確認する。

・審査に参加しなかった学校についての作品返却業務を行う。

・『地区選抜の部　出品目録』の※欄に、審査を通過した作品へ割り振られた№を付け、当該校顧問に転記してもらう。『地区選抜の部　出品目録』を一括して地区選抜の部担当者に送付する。